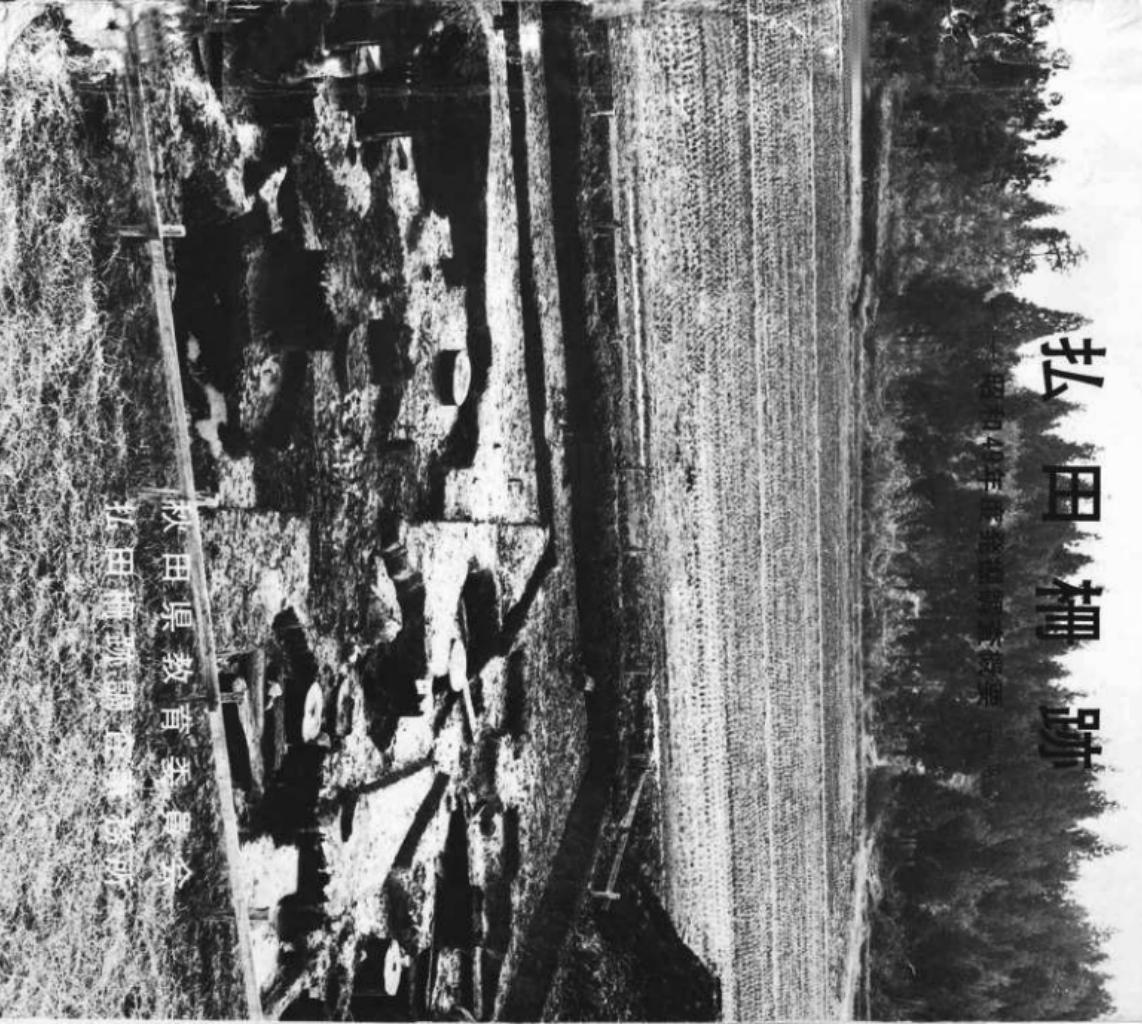


払田柵跡調査事務所年報 1974

払田柵跡



秋田県教育委員会
払田柵跡調査事務所

序 文

国指定史跡「払田柵跡」の第1次発掘調査は、昭和5年文部省によって実施されましたが、文献に徵するものもなく今日におよんでいます。

近年遺跡周辺が総合パイロット事業等の施行によって、遺跡の環境が変更される可能性もあるため、古代東北開拓の重要な鍵を握っていると推定される「払田柵跡」の再調査によって、その性格の解明と今後の保存対策が必要と考えました。そこで秋田県教育委員会では、現地に「払田柵跡調査事務所」を設置し、本格的な発掘調査を開始し、その成果を本年報にまとめた次第であります。

本年報の刊行が学術研究並びに多くの遺跡保存への一助になれば幸いに存じます。

おわりに、本調査にあたり絶大なご指導とご協力を賜りました関係者各位に、深甚なる謝意を申し述べます。

昭和50年3月31日

秋田県教育委員会教育長

山 本

一

目 次

I はじめに	1
II 遺跡の位置と現状	2
III 調査計画	3
1 調査にいたる経過	3
2 調査組織	3
(1) 払田櫛跡調査事務所の開設	3
(2) 顧問の委嘱	4
3 調査計画と方法	4
(1) 調査計画	4
(2) 調査方法	5
IV 昭和49年度発掘調査の概要	7
1 基準測量調査	7
2 第2次発掘調査	7
(1) 調査経過	7
(2) 発見遺構	8
(3) 出土遺物	11
(4) まとめ	15
3 第3次発掘調査	16
(1) 調査経過	16
(2) 発見遺構	16
(3) 出土遺物	16
(4) まとめ	18
V 考察	18
1 地形地図	18
2 角材列	20
3 年代	20

例 言

- 1 この年報は、調査の速報を編集方針とし、執筆、写真撮影、編集は当事務所の船木義勝があたった。
- 2 出土遺物については調査補助員の大友俊和が執筆した。
- 3 この年報と現地説明会資料とに記述の相違がある場合は、本年報の記述を正確なものとします。

I はじめに

国指定史跡「払田柵跡」は、秋田県仙北郡仙北町大字払田及び同郡千畠村本堂城廻にわたって築造された大規模な古代の遺跡であり、昭和5年10月、文部省によってはじめて発掘調査されました。その際遺跡の輪郭の一部が判明しましたが、以後調査の機会を得ないまま今日に至っているわけであります。

近年県内各地で圃場整備などの開発事業が進められておりますが、当払田地域にも農村基盤整備総合パイロット事業が計画され、昭和49年度には、その一部が着工されました。秋田県教育委員会では開発事業に先行し、今後の史跡保存に資するために、昭和49年4月1日、現地に「払田柵跡調査事務所」を設置し、第1次5ヶ年計画の初年度発掘調査にとりかかりました。調査面積1650m²（約500坪）、調査事業費は430万円で、主として内郭北門跡及び築地状遺構の確認をしたわけであります。特に内郭北門跡の発掘調査では、従来知られてなかった古い門柱が発見され、北門は建てかえられていることが明確となりました。この事実は、本遺跡がかなり長期にわたって使用されていたことを示すものと推定されます。今後の継続調査によって遺跡の性格が、より一層明らかになると期待しております。

とりあえず本年度分の調査結果をまとめましたが、本年報が遺跡の学術研究並びに遺跡保存への一助になれば幸いに存じます。

文末ではありますが「払田柵跡」の発掘調査については、文化庁記念物課、奈良国立文化財研究所をはじめ、調査顧問の秋田大学教授新野直吉、宮城県多賀城跡調査研究所長岡田茂弘両先生のご指導を賜わりましたことに心から感謝申し上げるとともに、地元仙北町、同町教育委員会、千畠村及び同村教育委員会、仙北平野土地改良事務所、土地所有者、作業員の各位からは一方ならぬご協力とご援助を賜わりましたことに対して厚くお礼申し上げます。

昭和50年3月31日

秋田県払田柵跡調査事務所長

高 橋 司

II 遺跡の位置と現状

払田柵跡は、秋田県仙北郡仙北町大字払田・千畠村大字本堂城廻にある。(第1図・図版1)

遺跡は、雄物川の中流域に近い秋田県大曲市の東方約6km、仙北平野のほぼ中央部で、第3紀硬質泥炭(硬質頁岩・珪質頁岩)の真山(64.97m)・長森(52.1m)の残丘を中心に、北側に川口川・矢島川・島川、南側に丸子川(鞠子川・荒川は旧名)に囲まれた沖積地にある。

(注1)

当地域は稲作単一經營農家が多く、農業生産額に占める米の比率は86%と高い、その經營規模は平均1.46ha、反当り収穫量も596kgと秋田県内の最高水準をゆく穀倉地帯で、近代農業の意欲が強い豊かな農村地帯である。

注1 真山・長森の地質については、秋田県立博物館加藤万太郎学芸主事よりご教示いただいた。



第1図 遺 跡 の 位 置

III 調査計画

1 調査にいたる経過

払田柵跡は昭和6年3月30日付の史跡指定以後、管理者である高梨村（現在、仙北町）高梨村史跡保存会（仙北町史跡保存会）を中心に保護管理がなされてきた。しかしながら指定以後40数年を経過し、土地改良・幹線排水・大形機械の導入など農業の近代化に伴って「史跡」はしだいに荒廃をきわめつつあった。

この間考古学・古代史学の立場から、考古学の方法による解明を期待する努力が続けられてはいたが（注1）、地元においては開発計画が一般に知れわたるにつれて、あらためて史跡の全貌を究明しようとする気運がもりあがつたのである。

こういう状況の中で、昭和48年「仙北地区新農村基盤総合整備パイロット事業」が実施されることになり、秋田県文化課・秋田県農政部・秋田県仙北平野土地改良事務所・史跡の管理団体である仙北町と仙北町教育委員会との間で協議が重ねられ、昭和48年6月4日文化庁仲野浩調査官が現地視察、その後文化庁は昭和48年8月2日付「史跡払田柵跡にかかる総合パイロット事業について」という文書をもって、今後の取扱い基本方針を示した。

これを受けた秋田県農政部・仙北平野土地改良事務所は、設計変更を含む再検討をおこなつたが、なお今後に多くの課題を残している。

秋田県教育委員会は、この重要な埋蔵文化財を保護するため、開発計画に対処すると同時に基礎的な発掘調査を促進することにし、昭和49年度から現地に地方機関を設け、緊急発掘調査の国庫補助金の交付を受けて、本格的な発掘調査の実施を決定したのである。

注1 新野直吉 1972.5.「払田柵跡の現況と種に關わる若干の考察 上・下」『古代文化』第24巻 第4・7号（昭和47年）

2 調査組織

(1) 扉田柵跡調査事務所の開設

払田柵跡の本格的な調査・研究のため、地方機関として「払田柵跡調査事務所」を1974年4月1日現地の仙北町公民館内に開設した。

イ 所在地（秋田県教育委員会行政組織規則第6条）

〒014 秋田県仙北郡仙北町高梨字田代木3-3

仙北町公民館内

秋田県弘田査跡調査事務所

電話 01876-2-1779

ロ 職員組織

所長 高橋 司（文化課長 兼務）

学芸主事 門間 光夫（文化課学芸主事 兼務）

学芸主事 中谷 雄昭（文化課学芸主事 兼務）

主任 佐々木大晃（文化課庶務主任 兼務）

学芸主事 富樫 泰時（県立博物館学芸主事 兼務）

学芸主事 船木 義勝

嘱託 草薙謙英

調査補助員 大友 俊和

ハ 分掌事務（同規則第8条）

弘田査跡調査事務所の分掌事務は次のとおりとする。

1. 史跡弘田査跡の発掘及びこれに伴う出土品の調査研究に関する事。

（2）顧問の委嘱

弘田査跡調査事務所の発掘、調査研究の適正な実施のため、顧問2名を委嘱し、指導体制を確立した。

顧問 新野直吉（秋田大学教育学部教授 古代史学）

顧問 岡田茂弘（宮城県多賀城跡調査研究所長 長古学）

3 調査計画と方法

（1）調査計画

弘田査跡調査事務所の設立にともない、長期計画として第1次5ヶ年計画を策定することとし、この基本線に沿いながら、総合バイロット事業等の関連開発事業の進展に即して年度ごとに計画を立案することにしている。

昭和49年度は、初年度として長期計画の基礎となる調査をおこなうこととし、第1に遺跡全体を対象とした基準点の設置、第2に内郭北門跡の確認と内郭線の調査によって概要把握の起点とすることにした。

(2) 調査方法

本遺跡は今後長期間にわたって調査を行なうため、調査地域・検出遺構や遺物の整理にあたっては統一的な分類標示で行なうこととし、原則として宮城県多賀城跡調査研究所の「遺跡の調査計画と調査整理方法」に準拠して定めた。(注1)

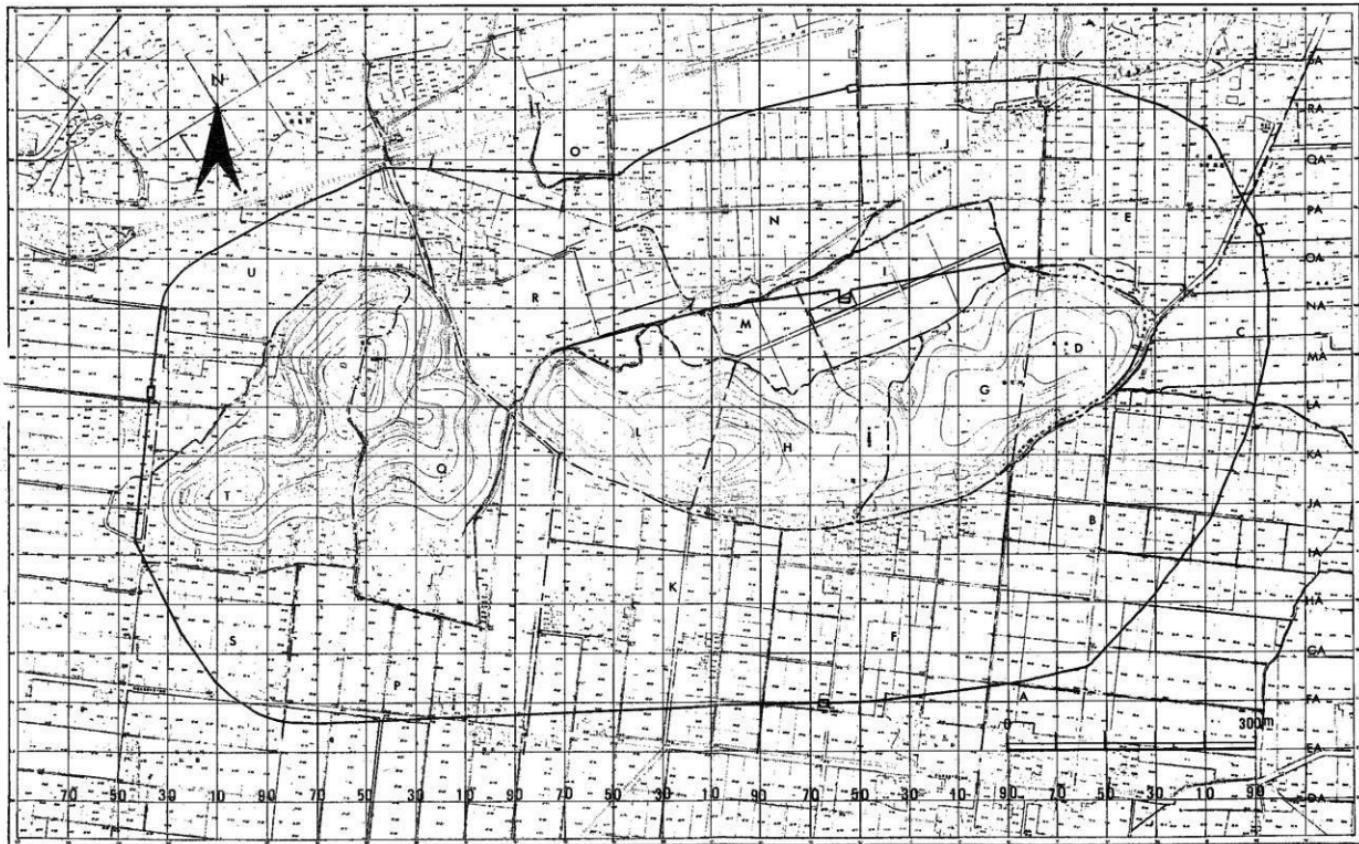
調査次数は、昭和5年文部省による調査を第1次とし、当事務所が昭和49年度から開始した内郭北門跡の調査を第2次として、調査地域単位に連続する番号を付して整理することにしている。

払田柵跡は調査対象面積が広大であるため発掘調査にあたって全域を対象とした統一的な基準が必要である。このため、第2次発掘調査地域の南東の農道上にコンクリート柱を埋設して原点(№.15)とした。この原点からトランシットで任意の磁北を求めて南北方向の基線を定めた。さらに基線をとおり南北方向に直交する線を求め、これを東西方向の基線とした。南北方向の基線は、真北に対して $4^{\circ}51'46''$ 西偏しているが、発掘調査の基線は変更しない。

調査区画の割付けは、基線に沿って3m方眼を設定し、個々の調査区画を呼ぶ記号としてアルファベット2文字と2桁の数字の組合せをもちいている。すなわち、原点をとおる東西方向の基線をNAと定め、北へ3m毎にNB・NC～NTとし、東西方向の基線から60mの21番目にあたる基線をOAとし、南の基線も3m毎にMT・MS～MA・LTと順次定めた。原点をとおる南北方向の基線を50と定め、西へ3m毎に51・52～99・00・01とし、東へも3m毎に49・48～00・99と順次定めた。そして、東西方向線と南北方向線の直交する地点の西北に接する調査区画を交点の記号で呼ぶことにしている。従って、東西がNA南北が50の西北に接する3m方眼の区画はNA50と標示される。さらに払田柵跡では、全地域に対して字界を中心にA～Uまでの中地区割を行ない、その上に払田柵跡の略号であるDHTを冠して、DHTI-N A50, DHTR-N A50, DHTU-N A50などと標示することにしている。(注2)

また、遺構、遺物の標示も宮城県多賀城跡調査研究所の標示に拠ることにしている。遺構については一連番号を付し、遺物については3m方眼の範囲内で種別の個体番号を付けることにしている。(注3)

注1 宮城県多賀城跡調査研究所 1972:「遺跡の調査計画と調査整理方法」 宮城県多賀城跡調査研究所年報 1972(昭和47年)



第2図 払田柵跡調査地域と地区割図

注2 遺跡名表示の項目別内容分類表

第 I 項								第 II・III 項				
都域管轄	A	縦断その他の祭祀 信仰遺跡				N						
地方官署	B	東日本	基	O	東北	一般にはアルファベット2字の組合せによつて兩有遺跡名をあらわす。						
	C	西日本		P	その他の中日本							
	D	東北		Q	西日本	私田地跡はHTを表記したあとにさらに、第2項として中地区別名を付して用いる。						
城 墓	E	その他の中日本	墓	R	東北							
	F	西日本		S	その他の中日本							
	G	東北		T	西日本							
城 館	H	その他の中日本	製鉄所 その他の 製造所	U								
	I	西日本		V	東北							
寺 院	J	東北	住居・集落	W	その他の中日本							
	K	関東・中部		X	西日本							
	L	近畿	外 国	Y								
	M	中国・四国・九州	そ の 他	Z								

注3 遺構・遺物示記号表

遺 構				遺 物			
S A	柱列・網列	S G	苑 池	R L	漆 器	R T	瓦・埴
S B	建物	S H	広 場	R M	金属器	R U	鐵器製品
S C	廊	S I	堀穴住居	R N	自然造物	R W	木製品
S D	溝	S K	土 壤	R P	土製品	R Y	その他
S E	井戸	S X	そ の 他	R Q	石製品		
S F	築地						

IV 昭和49年度発掘調査の概要

1 基準測量調査

「払田柵跡」の調査範囲は約88haと広大であり、2つの丘陵も含まれているので全域を対象とした基準点を設置することとし、文化庁・奈良国立文化研究所埋蔵文化財センターの指導を受け、水準測量・多角点測量を計画した。

基準測量調査は、昭和49年7月23日～8月3日迄に35本のコンクリート柱を埋設し、奈良国立文化財研究所伊東太作・田中哲雄文部省技官の現地指導により9月10日～9月15日迄の6日間計測を実施し、「払田柵基準点成果簿」「払田柵基準点測量網」を作製した。

払田柵跡の記録に用いる南北基線は真北より $4^{\circ}51'46''$ 西偏しており、標高は海拔高を標示することにしている。

2 第2次発掘調査

(1) 調査経過

第2次発掘調査は仙北町大字払田字百目木29-1、2番地、調査面積990m²（300坪）を対象とした。この地域は第1回に第1次発掘調査の「内柵門」と推定されること第2回に「内柵門」に関連する掘立柱建物等が隣接するかどうかの確認を目的として調査を計画した。

昭和49年7月23日調査地域南東側の農道上に測量原点とするコンクリート柱（No.15）を埋設し、これを基に発掘区画設定を行なった。同24日から8月9日まで耕作土（表土層）の除去等を開始したが、流入水が激しく調査不能となり、暗渠排水のはじまる9月8日まで現場作業を一時中止した。9月9日から作業再開、耕作土を除去したところ、門柱（S B01）と角材列（S A01, 02）を発見することができた。また調査地域の周囲に排水溝を設けたところ、角材列（S A03）を発見、泥炭層のうえに青灰色粘土の「盛土整地層」が築かれており、門柱の掘方内にも同質の青灰色粘土が埋土されているため、盛土整地層上面での門柱掘方を把握することは至難であった。第1次発掘調査の概要を記録することができたが、数年前の門柱（4本）切断のための破壊等、遺構面の破壊が著しかった。10月27日盛土整地層の下に新しく門柱（S B02）4本を発見し、角材列（S A03）とともに旧時期の八脚門であることがわかった。

S B02の全体を確認するためには、盛土整地層を除去しなければならないが、後年の再々調査

を考えて東側半分だけ発掘することにした。その後、実測・写真撮影を行ない11月20日調査を終了した。

(2) 発見遺構 (図版2・3・4)

本調査で検出した遺構は、建物跡3、角材列3、溝跡2、その他1である。

① SB01 内郭北門跡

東西棟3間×2間の掘立柱構造の八脚門であった。SB01はSB02の廃棄と同時に約20cm程盛土整地し、位置をSB02より約1.7m南に移し再建されていた。

SB01の掘方は盛土整地した後、約2.2×2.1m深さ1.4m程の規模で不整形不規則な壇地業である。SB01の再建の際にSB02門柱の切断あるいは抜取ったあと、SB01の掘方内には廃材・石を詰め込みさらに盛土整地したもので地(根)固めを意図したものであろう。廃材には古建築材「長押」と思われるものもある。

門柱の直径は平均約67cmで、手斧など鋭利な工具で面取りされ、SB01-8は地下約1.4m残っており礎板はなかった。(図版4-1) 柱間の平均距離は、桁行9.30m(3.06+3.58+2.66)、梁行6.51m(3.19+3.32)であり、30cm強を1尺とした計画尺による桁行31尺(10+12+9)、梁行22尺(11+11)の建物と考えられるが、柔弱地盤の誤差を考慮する必要がある。門柱の回りに割板材を並べたものがあり、化粧材・傾斜補正・根固めのためか明確でないが、掘方上面から約40~50cmしか打込まれていなかった。

雨落溝は確認できなかった。

② SB02 内郭北門跡

東西棟3間×2間の掘立柱構造の八脚門であった。SB02-5~9・12の門柱5本とSB02-2の抜取穴1を確認した。SB02-5~9の門柱は盛土整地層下で、発見できたが、SB02-12は、盛土整地層下約1.2m下で確認された。(図版4-2) SB02-2は、掘方内の埋土を掘り上げて抜き取られており、門柱抜跡を確認した。この掘方内には、廃材が、多量に埋込まれていた。SB02桁行南列4本の掘方は東西2本づつ埋地するように1辺4.8×2.4mの長方形の地業であった。この他の門柱掘方は1辺1.6×1.6m深さ2.1mの壇地業であった。掘方内には、良質の青灰色粘土を丁寧に詰め込んでいた。

門柱の直径平均約66cmで手斧など鋭利な工具で面取りされ、SB02-8は盛土整地層下約2.03m残っていた。(図版4-1) 柱間平均距離は桁行9.06m(2.82+3.49+2.75)、梁行7.185(3.55+3.635)であり、30cm強を1尺とした計画尺による桁行30尺(9+12+9)、梁行24尺(12+12)の建物と考えられる。

雨落溝は確認できなかった。

③ SB03

S B01の盛土整地層の下にS B03の掘方があるのでS B01より古く、S B02と同時期と思われる柱の掘方1を確認した。今後どのような広がりをもつか隣接する東側の調査の際追跡する必要がある。

④ SA01 角材列

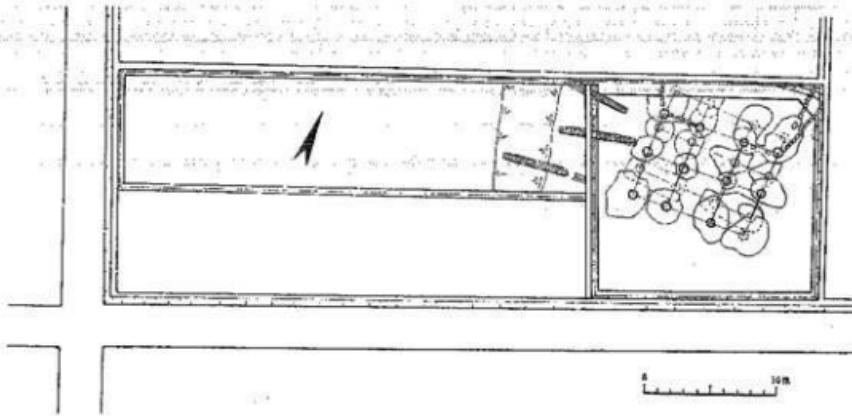
第1次発掘調査で「内構列」とされたものでS B01に伴うものである。角材は平均25.7×20.6cmの長方形・方形で、手斧で面取り、抜穴のあるものもある。角材列は盛土整地層上面から幅約30~40cm、深さ約70~80cm程の掘方に埋め込まれていて礎板はない。角材は掘方の西壁に密着させて密接して並べ立て、約40~50cm埋土してから、同じ角材1~3本を列方向に添うように横に寝かせて、さらに盛土整地している。角材の自然沈下はわずか4、5cmで角材間隔は約1~2cm位であった。

⑤ SA02 角材列

第1次発掘調査で「内構列」とされたものでS B01に伴うものである。角材は平均25.4×18.4cmで、角材を東壁に密着させていた以外はS A02の構築工法と同様であった。

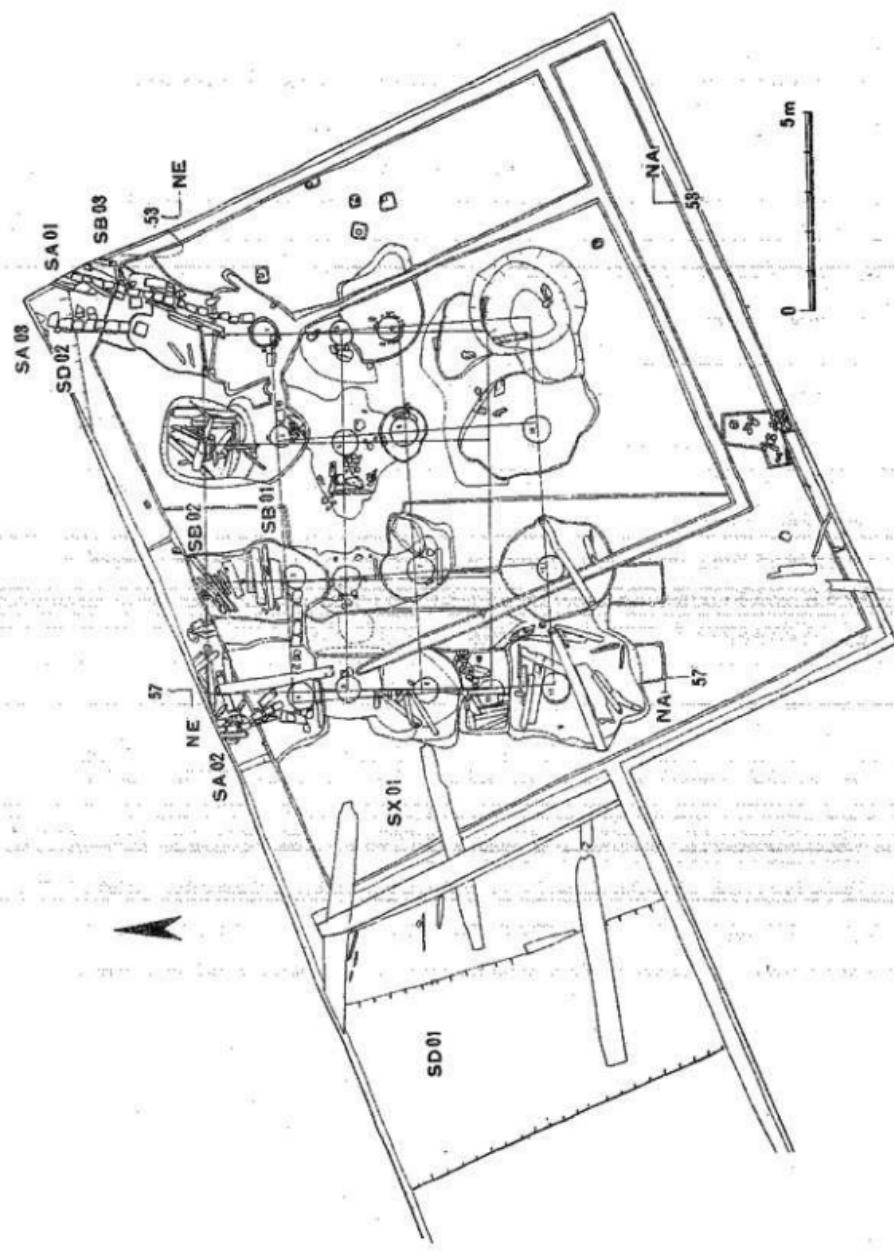
S A01、02はS B01の平行北側の東西門柱2本の間を塞いでいるのが特異である。

角材の中に刻字のあるものがあった。(図版7) 角材の刻字部分は埋土(掘方)の中に入ってしまい倒立した状態で埋地されたものである。発見当初「清水田」「青木田」と見たが、調査後詳細に検討した結果、最初の文字は「青」「清」ではなく偏は「辠」「足」に近く旁は「冂」に近い表現にみえる。このような観察から「辠」「足」ではないかと思う。ここでは一応「辠木川」と理解しておきたい。(注1)



第3図 第2次発掘調査発見造構図

第4圖 內部北門溝



⑥ SA03 角材列

第1次発掘調査で発見されなかったS B02に伴う遺構である。S A03はS B02の北東端の門柱と接続していたものであろう。S A01, 02で確認されたS B01平行北列東西門柱2本間の角材列はS A03では確認されなかつた。

角材は平均 $27.5 \times 28.5\text{cm}$ の長方形・方形で手斧で面取りされ、幅約35cmで深さ57cmの掘方に埋込まれ、角材間隔は平均 $0 \sim 5\text{cm}$ 位であった。角材は掘方の東側に密着するように立ち、基底部同じ角材を同列方向に添うように埋込んだところもあった。

⑦ SD01 溝跡

S B01期の盛土整地層西端からわずかに落込むようで南北方向に沿うようである。

⑧ SD02 溝跡

杉皮のうえに青灰色粘土で固めた溝が東西方向に走るようであるが詳細は不明。S A01, 03角材列がS D02を切っている。今後追跡調査する必要がある。

⑨ SX01 その他

内郭北門とS D01との間に、門柱と思われる丸太が3本並んでいる。盛土整地層上で直径約60数cmあり、S B01の再建によるS B02の門柱かもしれないが確認はない。

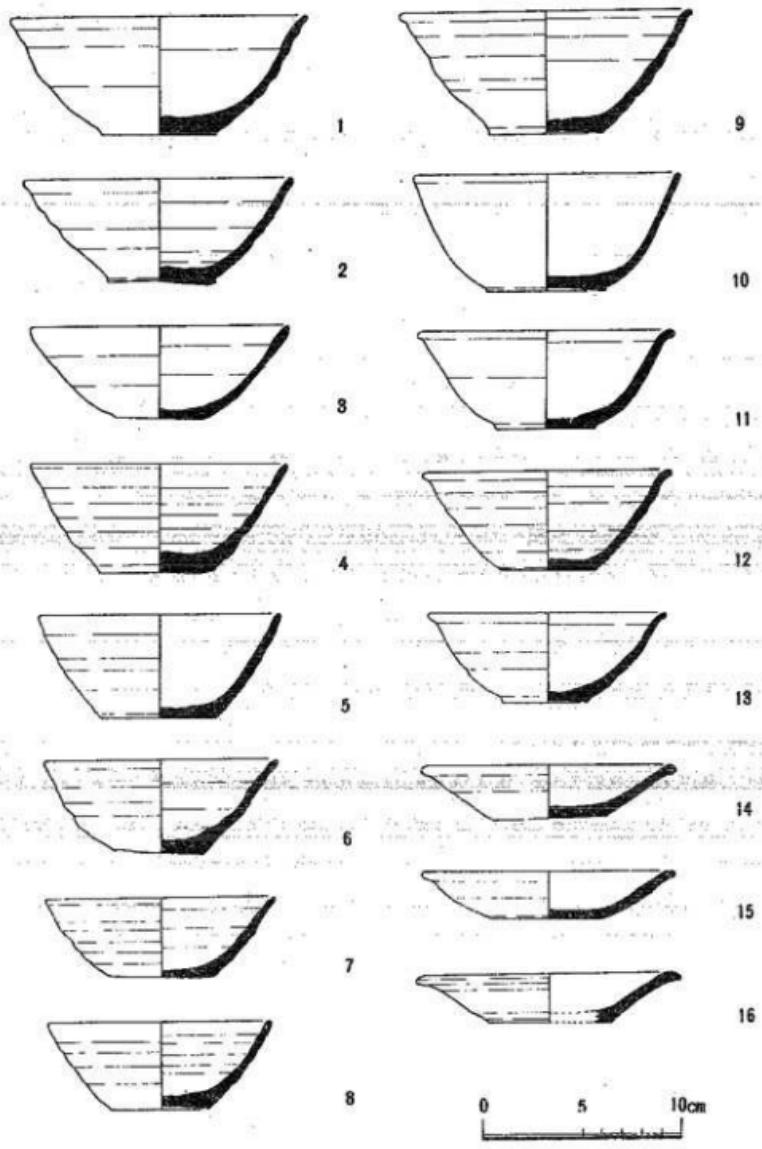
注1 刻字の読解については、新野直吉秋田大学教授からご教示いただいた

3 出土遺物

内郭北門跡盛土整地層より、須恵系土器、須恵器、土範器、瓦、石器が、S B02—8掘方より木製品が、また、少量ではあるが繩文式土器の破片が出土している。

須恵系土器（第5図1～16・図版5-1～16）（注1）

盛土整地層から出土した大半の土器は、この須恵系土器で、復元された杯20個体、小形杯3個体の他多量の破片が出土している。須恵系土器の杯はおよそ、大きく3分類に大別することができ、基本的にロクロ水挽き成形で、回転的切削をもち、二次調整のない色調褐色、赤褐色を呈する焼成良好な土器群である。おもな特徴をあげると、I類（第5図1～8・図版5-1～8）は、底部から直線的に立ちあがるものが多いが、やや内湾気味に立ちあがるものもある。ロクロ調整は口唇部にまで及び、直線的なものと、わずかに外反するものがある。胎土は、比較的緻密で良質であるが、荒い砂粒の混入されているものもある。焼成も良い方である。なかには3のように口縁部内側が、やや厚く軽い段のつく特徴的なものもある。I類の平均、口径12.78cm、底径5.15cm、器高4.99cm、であり、口径を1とした場合の底径の比率は0.40である。II類（第5図9～13・図版5-9～13）は、ロクロ調整が口唇部下端まで、口唇部は別に特徴的に作り出している。底部からの立ち上りは、底部からわずかに垂直に立ち、体部が外反気



第5図 出土遺物・須恵系土器

味に広がるものが多い。しかし⑩のように口唇部の作り出しがわずかに沈線状につき、口縁の外反しないものもある。胎土は緻密で良質であり、砂粒の混入は見られない。焼成は良好である。Ⅱ類の平均、口径13.05cm、底径5.11cm、器高5.23cmであり、口径を1とした場合の底径の比率は0.39である。Ⅲ類（第5図14～16・図版5-14～16）は小形の杯で燈明皿と思われるものである。いずれもロクロ成形で口縁部は外反する。14、15は胎土、焼成共に良好であるが、16は口縁部がより極端に外反し、胎土に砂粒を含み、赤褐色を呈し、前二者に比べ焼成もわるい。Ⅳ類の平均、口径13.36cm、底径5.83cm、器高2.56cm、口径を1とした場合の底径の比率は0.44である。Ⅴ類を除くⅠ類とⅡ類の大きな相違は、Ⅰ類が底部からの立ち上がりが直線的で、口唇部までロクロ調整されているのに比較し、Ⅱ類は、仕上げ調整が口唇部下端までであり、更に、口唇部を特徴的に作り出している点である。技法に若干の相違はあるが、口径を1とした場合の底径の比率を見る限りでは、そう大きな違いはみられない。

須恵器（第6図1、2・図版6-1、2）

1は、高台杯と思われるが、底部が欠損しているので、切離し、その他は不明である。ロクロ痕が明瞭に残っている。2は、回転ヘラ切痕のある杯であるが上半部は欠損している。二次調整はない。この他数点の回転ヘラ切痕のある底部破片が出土しているが、いずれも二次調整のないものである。また、大形の甕の破片が出土している。内外ロクロ痕を有するもの、内面に同心円状のアテ板、外面を、平行タタキで調整しているもの等がある。また、外面に自然釉のみられるものや、灰釉と思われる中世陶片もある。1点ではあるが、平行タタキ目があり、丸底状を呈する口縁部の欠損した大形甕の破片が出土している。

土師器（第6図3・図版6-3）

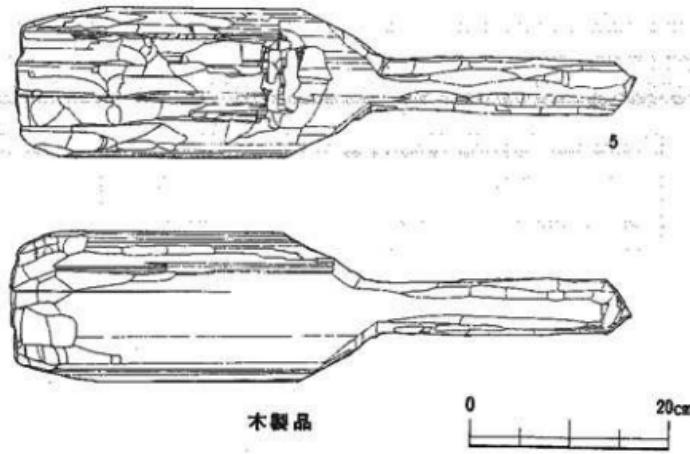
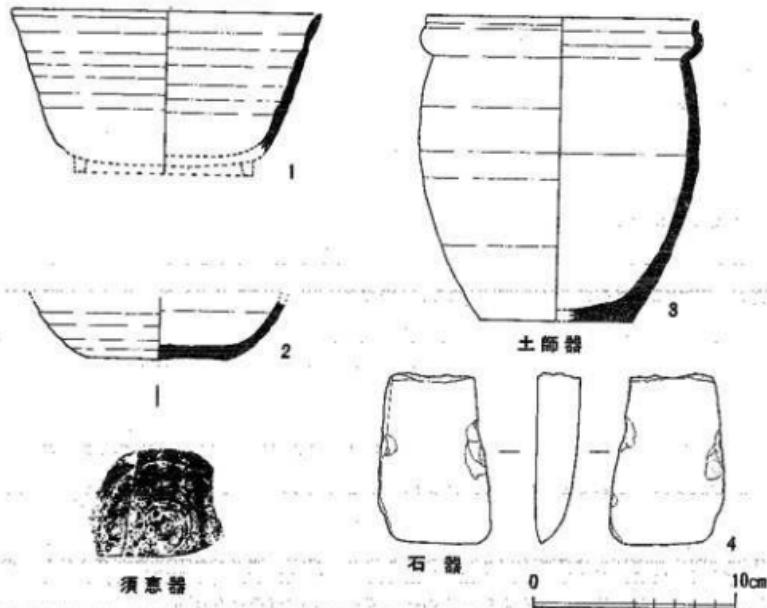
甕で口径13.4cm、底径7.5cm、器高14.9cm、内外ロクロ調整で回転糸切痕をもち、底部から胴部、頸部にかけてふくらみをもって立ちあがり、口縁部で「く」の字形に屈曲し、さらに口縁部にかけて内湾し、口縁端部で直立しておわる。器盤内外は煤状の炭化物が付着し、黒味を帯びており、特に外面が著しい。他にこの種の特徴のある口縁部破片が数点出土している。また、これより大形で、内外にロクロ痕のあるものと、カキ目が施されている甕の破片も数点出土している。

墨書き器

6点出土している。判読できるものは第6図8に示した土器の底部に、「音丸」と読めるものだけで、他のものは判然としない。いずれも破片であり底部に墨書きされている。

瓦

大きくわけて2種類出土している。いずれも小片の平瓦で内面は布目であるが、外面は、無文



第6図 出土遺物

のものと、格子目状のタタキ痕のみられるものがある。

石 器（第6図4）

長方形で、砥石ともみられるが、先端部を磨き刃部として加工されている。石質は緑色凝灰岩である。（注2）

木製品（第6図5 図版6—5）

木製鍤で、SB02—8掘方内よりの出土である。柄部が途中で切断されており、全長は不明であるが、現存部の長さ62cm、刃部巾14cm、柄部巾5.6cm、である。全体的に手斧で荒削りされ、細部をノミで作り出し、先端部を薄く削り、鉄製鋸先を挿入するように作られている。鋸先の断面は凹形を成し、柄部断面は、やや角ばった円形を成している。材質は杉である。

その他

縄文式土器の破片が散点出土している。これらは、長森台地周辺からも表面採集されている。内郭北門跡付近は泥炭地帯であり、門を構築するに当り、相当量の土砂を運搬してきたものと思われる。これらは、泥炭地の下層にある青灰色粘土を混合されて使用されている。これら盛土整地層に含まれる多量の土器や瓦、等から見て、長森台地からの運搬物と考えられ、台地上には土器や瓦を使用した建物跡や、その他の遺構の存在が想定される。

注1 桑原滋郎 1973：「筑波系土器」 日本考古学協会第40回大会研究発表要旨（昭和48年）

注2 石質鑑定は、秋田県立博物館、加藤万太郎学芸主事からご教示いただいた。

（4）まとめ

- ① 第1次発掘調査で確認された「内郭門」「内郭列」は、本調査の内郭北門（SB01）・角材列（SA01・02）であった。
- ② 内郭北門跡・角材列は重複し層位的に2時期に分けられた。

	内郭北門跡	角材列
新（上層）	SB01	SA01, 02
旧（下層）	SB02	SA03

- ③ 内郭北門跡（SB01, 02）は東西棟3間×2間構造の八脚門であった。
- ④ SB01は、およそ11世紀代に再建されたもので、SB02より南に約1.7m移したものであった。
- ⑤ SB02の創建年代は解明できなかった。
- ⑥ SB01, 02の中軸線方向に大きな変化はなかった。
- ⑦ SB02門柱抜穴、SB01掘方内には、古建材が地固めに用いられていた。

3 第3次発掘調査

(1) はじめに

第3次発掘調査は長森台地東端の仙北町大字払田字長森地内 660m²を対象に計画したが、第2次発掘調査が大幅に遅延したため築地（土塁）状遺構（注1）の存否・規模の確認を調査目的として昭和49年11月21～30日まで実施した。

長森台地東端にAトレンチを設定したところ築地状遺構が確認されたため、この遺構が長森南端を廻るかどうかの確認を怠ることにして、長森台地南西端にBトレンチを設定した。

(2) 発見遺構

本調査で築地状遺構2を検出した。

① SF01 築地状遺構

長森台地東端で一番保存のよい地点を選んで、幅1m×長さ12mを発掘し、築地状遺構（SF01-A～D）を確認した。

この地点の東側は町道となっていて本体の一部が削り取られていた。基礎地業は丘陵裾の傾斜面に石塊・こぶしより小さい割石を上面で幅約3.3m、最高約0.8m程に敷きつめて平らに整地している。この基礎地業のうえに黄色土・黒褐色土を用いた比較的緻密な互層の版築をつくり本体を形成している。SF01は3回位の補修があった。SF01本体の幅は約3.2m心の現高は基礎地業上面から約2mであった。

② SF02 築地状遺構

長森台地南端中央より西方向に近いところでBトレンチを設定、幅1m×長さ10mを発掘し、築地状遺構（SF02-A・B）の基底部を確認した。

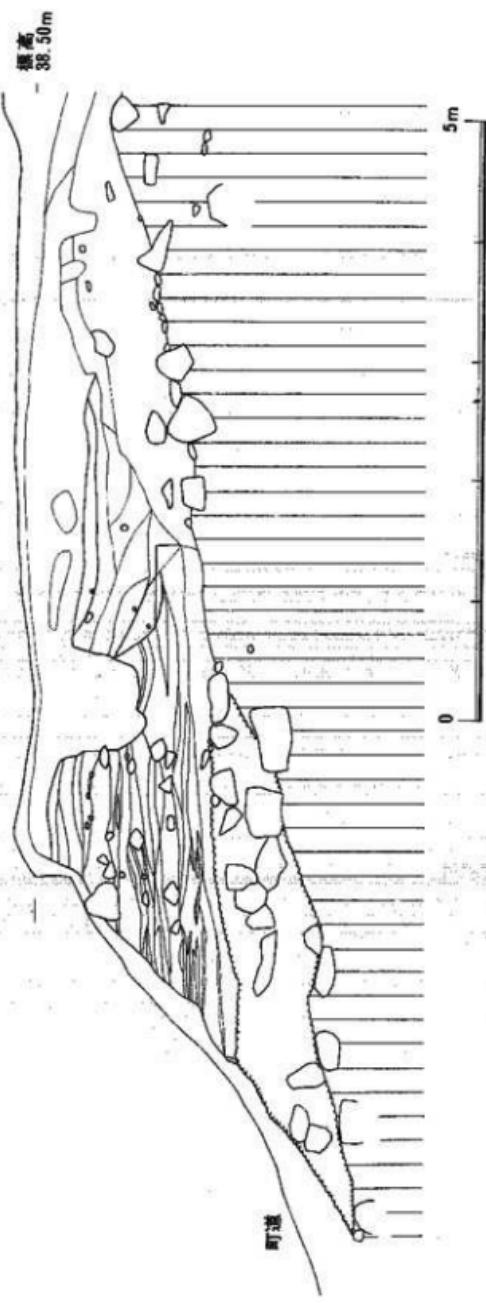
SF02は寄柱と思われる柱穴と排水（雨落）溝が検出され、本体の巾は約3mである。SF02-Bは寄柱と思われる柱穴があり、SF01-Aに版築を重ね心を北側に移した補修を受けたようである。基礎地業はSF01と著しく相違し黒色土を固めたにすぎない。黒色土層のうえに黄色土・黒褐色土を互層に用いて版築とし石塊も用いている。

この地点は水田と長森台地にはさまれた狭いところで、トレンチ北側（長森）の落ち込みは「池」であったらしく、古老の話によれば60年前までは子供たちの水遊び場であった。

(3) 出土遺物

Bトレンチで鉄滓付着と思われる土器が1片出土している。

第7図 第3次アレンジ基礎地盤構・南壁断面図



(4) まとめ

- ① 長森台地、東・南端部で「築地状遺構」が確認された。
- ② 鉄滓の出土から製鉄施設があると想定される。(注2)
- ③ 瓦の発見はなかった。

注1 本調査で発見した「築地状遺構」は「築地」の基本要件を完備した施設であるかどうか確認されたものではない。

本年報では「築地状遺構」と仮名を用いたが、今後充分検討し発掘調査によって確認した後訂正することにする。

注2 秋田考古会誌(弘田棚址) 第2巻第4号 (昭和5年12月30日発行)

本号の108頁「弘田棚址口誌」昭和5年3月28日の欄に「長森畠にて鍛冶屋の址、排水溝に石炉の址あるを発見」という記事が載っている。この「反森畠」がどの地点であるのかわからないが、長森のどこかに製鉄遺構があると思われる。

V 考 察

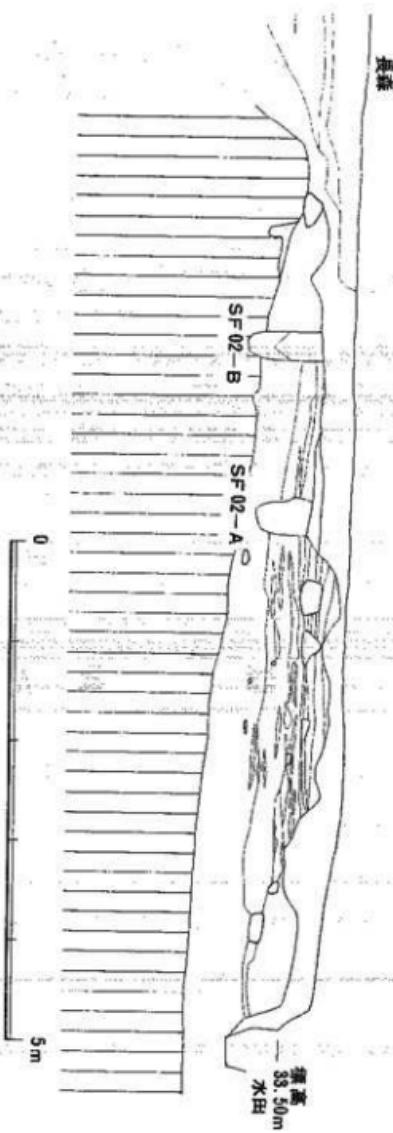
1 築 地 状 遺 構

長森台地の東端を削りその側を廻るように町道が南北に走っている。この東端の露頭に版塗と思われる遺構があることに気付き、観察してみると丘陵の裾に幅約12m、町道面から約2m程高い平坦面で延長80m程南北に廻っていることが確認されたのである。(図版8)その後の観察によれば、第3次発掘調査ハトレンチの北西側にまた長森南側を廻る道路下にもその痕跡が少しづつ残されていることがわかつている。

第3次発掘調査で確認された築地状遺構が第1次発掘調査による「内構列」と連続するかどうかは今後の継続調査の結果を待ちたい。

従て現段階では臆測を述べることになるが、築地状遺構は長森北方の角材列が廻る内側(長森北端)にはなさそうである。とすれば角材列と築地状遺構が連続している可能性が出てくる。弘田棚跡の推移変遷とも関連する重要な課題であろう。

本年報では、第1・2次発掘調査で発見された角材列・築地状遺構が連続すると思われる範囲を内郭と呼ぶこととし、同時に従来の「外構」も外郭と呼称することにしたい。



2 角材列

第1次発掘調査の「構木」について上田三平氏は「内構の或る部分に於ける構木の倒壊材料より推定して外構の高さも約2間位はあったろう」と推測されている。(注1)

第2次発掘調査の角材列は小範囲にすぎないが、上述の所見に対していくつか疑問をもつて到了。第1に、泥炭層中で角材が密接しているとはいへ地下約70~80cm位で礎板もなく地上約3.6m程の構木をもちこたえられるかどうか。S A01~03の観察では掘方底面からわずか約4.5cm位しか自然沈下していない。第2に角材が列方向の前後左右にわずかに傾いているといえ、地上数メートルに達する角材の倒壊が想定できるような状態は観察できなかった。このような観察結果から角材は地上数メートルにも達するバリケード状のものと想定することは無理ではないかと思う。(注2)

東北古代城柵跡の内部あるいは外郭に木材が用いられる例として、多賀城跡・徳丹城跡では丸太材が、城輪柵跡では角材が用いられている。多賀城跡の丸太材は築地の基礎土溜めに使用されていることがわかっている。払田柵跡における角材列はその上部構造を想定できる資料はなかったし、角材列と門との接続の仕方は特異であるが、角材列と築地状造構が連続するとすれば泥炭地と丘陵地という基礎地盤の相違による構造工法とも理解できるかもしれない。

3 年代

S B01掘方、盛土整地層からは、縄文式土器・土師器・須恵器・いわゆる須恵系赤褐色上器(以下、須恵系土器という)が出土している。

第5図8の須恵系土器はS B01掘方内と盛土整地層出土との接合資料である。この他S B01掘方内からは須恵系土器数点が出土しているので、S B01はこの須恵系土器が使用された時期と規定できよう。(注3) 第2次発掘調査で多量の須恵系土器が出土しているが、復原計測できたのは23個体である。これだけの資料で分類を試みるのは無理であろうが、既に記述されたようにI・II・III類と分けている。今後は資料の増加を待って論究を進めた。

須恵系土器の年代については多賀城跡(注4)・秋田城跡(注5)においてすでに11、12世紀頃が妥当とされている。払田柵跡では直接年代を類推できる資料がないので、この須恵系土器の年代をもってS B01の再建年代とし、11世紀代をさかのぼることはないとおきたい。

注1 上田三平 1931 : 「指定史蹟 払田柵跡」 高槻村史蹟保存会 (昭和16年)

注2 工藤雅樹 1973 : 「東北古代史と城柵」 日本史研究 第136号 (昭和48年)

注3 須恵系土器については、宮城県多賀城跡調査研究所桑原忠郎技術的現地指導の際確認されたものである。

- 注4 桑原滋郎 1973 : 「須恵系土器」 日本考古学協会第40回大会研究発表要旨 (昭和48年)
岡田茂弘・桑原滋郎 1974 : 「多賀城周辺における古代杯形土器の変遷」 研究紀要 I
(昭和49年)
- 注5 小松正夫 1973 : 「昭和47年度 秋田城跡発掘調査概報 考察」 秋田市教育委員会
(昭和48年)

最後に2、3付言しておきたい。

「払田横跡」の名称は「その名称の内、払田は遺跡の主要部分を占むる地名であり、横跡は遺跡の構成要素とその形態に基づき、此の地方の古史に参照して推定し命名したものである」(注1)と述べているように上田三平氏の造語であり、むしろ「払田遺跡」と呼称すべきであろう。しかし「払田横跡」の言葉が用いられてから40数年を経過し、古代城柵の遺跡名として一般的に用いられているため、あえて変更せざるを得ることとした。

本年報で取り上げるべきであった古建築遺材など木材については、整理がなされていないので継続調査とし、門柱を対象とする年輪年代学とも併せて、今後当事務所の研究課題として取りあげてゆきたい。

払田横跡の発見経過、文部省による発掘調査と史跡指定などについていくつか記録しておく必要な事項もあるが別の機会に譲ることにする。

注1 上田三平 1938 : 「払田御趾」 史蹟稽査報告 第3 (昭和13年)

発掘調査の指導と援助を受けた人々

顧問 新野直吉、岡田茂弘

奈良国立文化財研究所 伊東太作、田中哲雄

宮城県多賀城跡調査研究所 桑原滋郎

東北歴史資料館 工藤雅樹

秋田県立博物館 富樫泰時、庄内昭男

秋田県出納局 進藤公子

秋田城跡発掘調査事務所 小松正夫、石郷岡誠一、日野久

仙北町 伊藤喜四郎、大野清栄、後藤哲雄、後藤安司、竹村省吾、鈴木金一

仙北町教育委員会 大野孝貢、後藤定雄

仙北町公民館 小松盛悦

作業員 大河喜栄、茂木福太郎、原政雄、越後谷慎一、熊谷良治、後藤清治、森川源之助、

山田善之助、山田アイ、加藤長治郎

国学院大学大学院研究生 小野田正樹

本年報を刊行するにあたり以上のお氏の物心両面におわたる指導と援助に感謝の意を表したい。

図版 1



畠田勝路 航空写真 (1 : 12000)

図版 2



1. 内郭北門跡全景 (北▶南)



2. 内郭北門跡 (南▶北)



1. 門柱と角材列



2. 門柱と古建築遺材

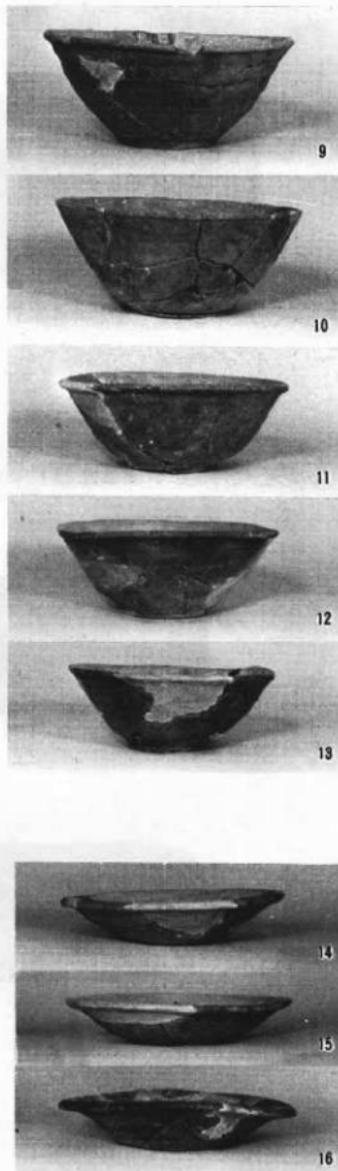
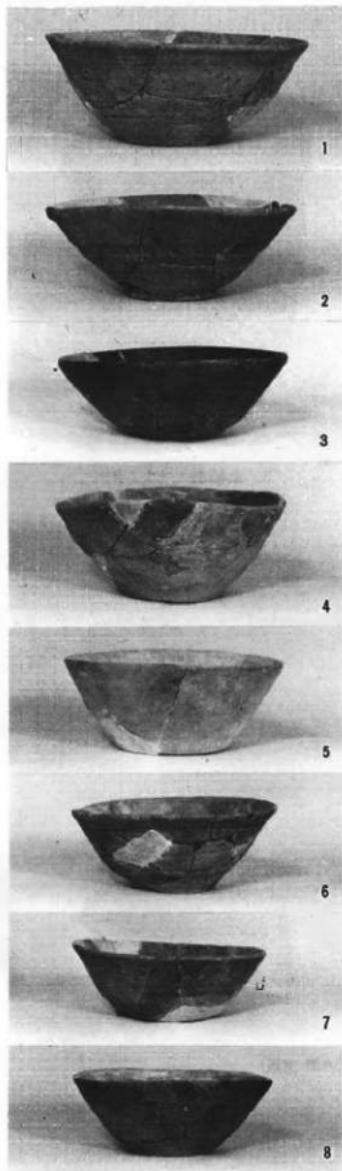
図版 4



1. 門柱掘方と木製品



2. 門柱 (SBO2-12)



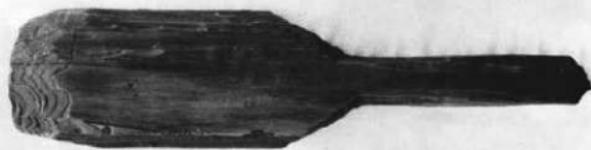
図版 6



1. 須恵器 (1:3)



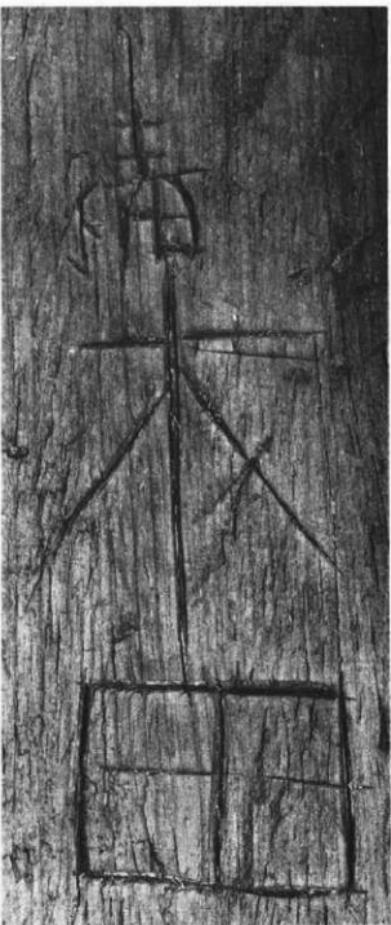
3. 土師器 (1:3)



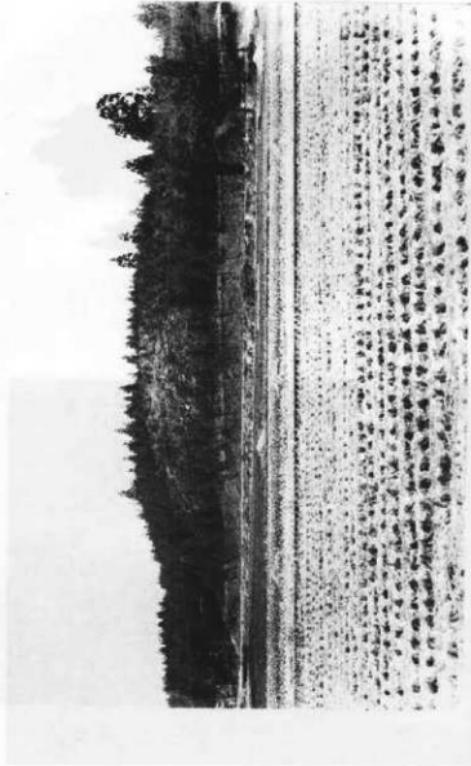
5. 木製品 (▲表 ▽裏)



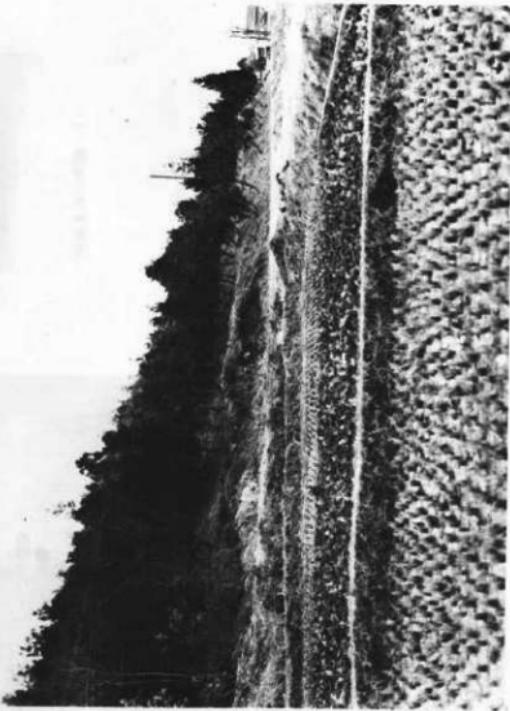
1. 刻字のある角材



2. 刻字 (1:1)



1. 長森遺景 Aトレーンチ (東▶西)



2. 長森遺景 (南▶北)

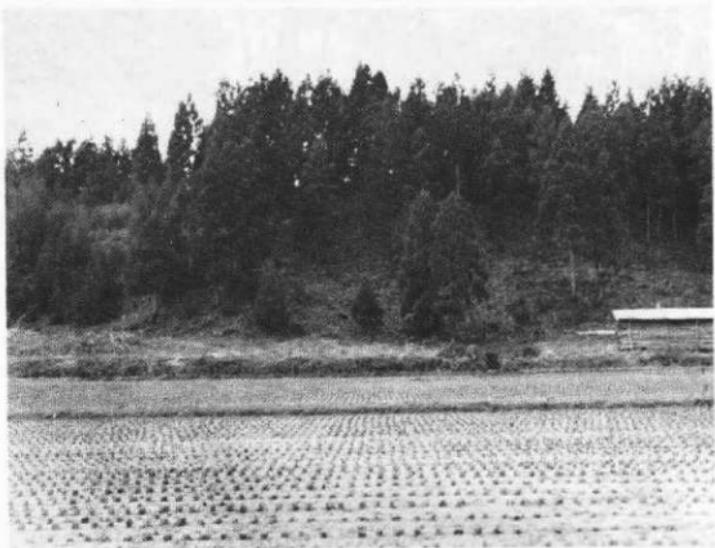


1. 落地状遺構 (東▶西)

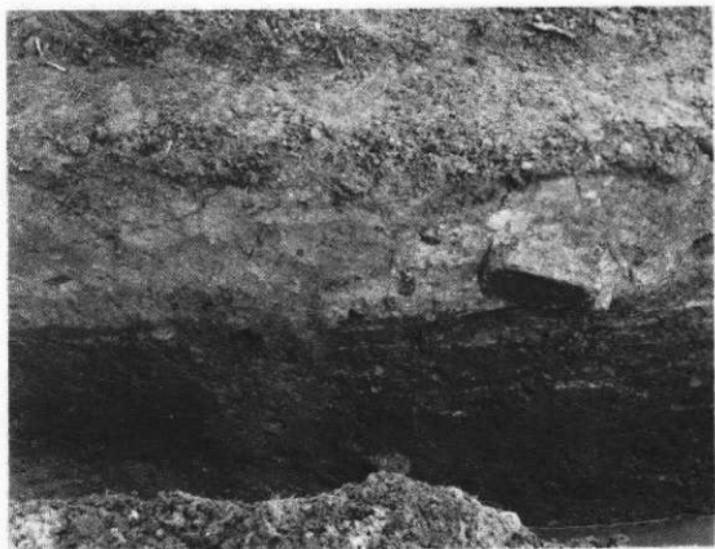


2. 落地状遺構 (南壁)

図版 10



1. 長森遠景 日トレンチ (南▶北)



2. 築地状造構 (東壁)